



集団給食施設のみなさまへ



食品衛生法の改正により新たな制度が始まります。

※新たな制度は令和3年6月1日から始まります。

食品衛生責任者の選任

食品衛生責任者は施設ごとに設置する必要があります。
詳しくは島根県のホームページをご覧ください。

HACCPに沿った衛生管理

詳しい説明は裏面をご覧ください。

営業の届出

営業を行う際は、最寄りの保健所に**あらかじめ**届出が必要です。
令和3年5月31日以前から営業している食品等事業者は、
令和3年11月30日までに届出が必要です。

※この規定は1回の提供食数が20食程度未満の集団給食施設には適用されません。

Q：営業の届出はどのようにすればよいですか？

紙面での提出、またはインターネットによる方法で届出を行います。

STEP1 食品衛生申請等システムのページに行きます



食品衛生申請等システム 検索



GビジネスIDを利用される方は「GビジネスIDでログイン」をクリックしてください。

GビジネスIDを利用される方

gBiz ID GビジネスIDでログイン

gBiz ID GビジネスIDを作成

GビジネスIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるGビジネスIDをご利用することを推奨しています。

GビジネスIDを利用されない方

ログインID

パスワードを忘れた方はこちら

パスワード

アカウントの作成はこちら

GビジネスIDを利用せずに本システムのサービスをご利用することも可能です。作成してください。

STEP2 まずは事業者のアカウントを作成します

- ①「アカウントの作成はこちら」をクリック
- ②画面に従い、担当者・事業者の情報を入力・登録します

STEP3 次に「営業の届出」から新規の届出を行います

- ①「営業の届出」をクリック
- ②「新規届出」をクリック
- ③届出者・営業施設の情報・営業の種類・食品衛生責任者の情報などを入力・登録します
- ④システムに入力した情報は最寄りの保健所に届きます



営業許可の申請

営業の届出

地位承継届の届出

メニュー

「食品衛生申請等システム」に接続に伴い、ネットで申請・届出が

2020年6月から「食品衛生申請等システム」の運用が始まります。これにより、今まで営業所も所管する保健所の窓口で手続きをする必要がなくなり、届出ができるようになります。

STEP4 最寄りの保健所による受付が完了したら、完了通知が届き、手続きは終了です

ヘルプデスク等の詳しい情報は ⇒

島根県 営業届出

検索

Q&Aにゃ！

Q：以前、保健所に集団給食施設の届出を行いました。その場合でも、今回新たに届出を行う必要がありますか。

A：これまで島根県では条例により集団給食施設の届出を義務付けていました。今後は食品衛生法に基づく届出となりますので、新たに届出する必要があります。

Q：当集団給食施設では、調理業務を外部業者に委託しています。このような場合、どのような手続きが必要ですか。

A：集団給食施設において調理業務を外部事業者に委託する場合、受託事業者は通常の営業と同様に飲食店営業の許可が必要となる場合があります。詳しくは、最寄りの保健所にご相談ください。



ハサップ HACCPに沿った衛生管理の実施が必要になります

●ここからは集団給食施設が実施するHACCPに沿った衛生管理をご説明します。

① 大量調理施設衛生管理マニュアル（以下「大量調理マニュアル」とする）に沿った管理を実施している施設

大量調理マニュアルはHACCPの概念に基づき策定されています。大量調理マニュアルに従って衛生管理を実施している場合、新たな対応は不要です。

② 大量調理マニュアルを活用していない施設

関係業界団体等が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引書を参考にしてHACCPに沿った衛生管理を実施することも可能です。手引書を参考にする場合、以下の手順を進めます。

ステップ1 衛生管理の手引書を探します（厚生労働省HPに掲載されています）

衛生管理 手引書 検索



【厚生労働省HP】



一般飲食店の手引書を選びます



小規模な一般飲食店向けの手引書

ステップ2 衛生管理計画の作成

手引書の内容を一通り読みましょう



手引書を参考に衛生管理計画を立てましょう

- ①一般衛生管理：日常的・定期的に行う衛生管理
- ②重要な管理：一般衛生管理よりもさらに重要な衛生管理

衛生管理のポイントは次の2つです



ステップ3 実施記録表の作成と記録

ステップ2で作成した計画を実施できたかどうか、毎日記録表に記録します

① 一般衛生管理の記録



② 重要な管理の記録



問題がなければ 良 や ○ と記録しましょう
問題があれば 否 や × と記録し、その時に合った対応も記録しましょう



手引書に載っている記録表の例を参考にしましょう

詳しい情報は、

島根県 HACCP

検索



【島根県HP】

島根県HPでHACCPに関する情報を掲載しています。

または、最寄りの保健所にご相談ください。

| 保健所名 | 所在地 | 連絡先 | 所管市町名 |
|-------|--------------------------------|------------------|--------------------|
| 松江保健所 | 松江市東津田町1741-3 (いきいきプラザ島根3階) | TEL 0852-23-1317 | 松江市、安来市 |
| 雲南保健所 | 雲南市木次町里方531-1 | TEL 0854-42-9667 | 雲南市、奥出雲町、飯南町 |
| 出雲保健所 | 出雲市塩冶町223-1 | TEL 0853-21-1185 | 出雲市 |
| 県央保健所 | 大田市長久町長久ハ7-1 | TEL 0854-84-9805 | 大田市、川本町、美郷町、邑南町 |
| 浜田保健所 | 浜田市片庭町254 | TEL 0855-29-5575 | 浜田市、江津市 |
| 益田保健所 | 益田市昭和町13-1 | TEL 0856-31-9551 | 益田市、津和野町、吉賀町 |
| 隠岐保健所 | 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 | TEL 08512-2-9715 | 海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町 |